○ 秋田県一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

令和８年11月12日

秋田県知事　　鈴木　健太

１ 入札に付する事項

(1) 賃貸借品名及びリース予定数量
公用自動車（小型乗用自動車）２台

(2) 賃貸借車両の仕様等
仕様書による。

(3) 契約期間
入札説明書及び仕様書による。
納入期限　令和９年６月15日（火）

(4) 納入場所
秋田県庁内

２ 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県暴力団排除条例（平成２３年秋田県条例第２９号）第６条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係がある者に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 秋田県税に滞納が無い者であること及び社会保険に加入し、かつ、社会保険料に滞納が無い者（適用除外事業所を除く。）であること。

(5) 秋田県内に本店又は支店等のいずれかを有していること。

(6) 当該契約に係る必要書類等を提出していること。

３ 契約事項を示す場所等

(1) 契約事項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号　010-8572　秋田市山王三丁目１番１号
秋田県産業労働部産業集積課立地支援チーム（電話番号０１８－８６０－２２５０）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
令和８年11月12日（木）から令和８年11月25日（水）までの期間、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

４ 入札執行の日時及び場所
令和８年12月９日（水）午前１０時００分
秋田県庁第二庁舎３階３１会議室

５ 入札保証金
秋田県財務規則（昭和３９年秋田県規則第４号。以下「規則」という。）第１６０条から第１６３条までの規定による。

６ その他

(1) 入札の方法
入札金額は１台あたりの１か月の賃貸借料とする。
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当

する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の無効
規則第１６６条の規定による。

(3) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、くじにより決定する。

(4) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要書類等を提出すること。

(5) その他
詳細は、入札説明書による。